

平成十二年一月六日付け広島県道路公社公告（安芸灘大橋有料道路の料金及び料金の徴収期間）の一部を次のように変更するので、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十五条第一項の規定によって公告する。

令和五年二月二十四日

広島県道路公社理事長 伊 達 英 一

一 安芸灘大橋有料道路の料金及び料金の徴収期間について、次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>三 (略)</p> <p>2 1 (略)</p> <p>イ 割引を適用する自動車 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第百五十六号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の(一)又は(二)の要件を満たすものとして、広島県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手續がなされた自動車</p> <p>(一) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、広島県道路公社が別に定めるもの</p> <p>(二) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和四十八年九月二十七日発知）」の第三に定める障害の程度に基づき広島県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これら</p>	<p>三 (略)</p> <p>2 1 (略)</p> <p>イ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手續がなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された次の自動車については、現金で徴収する料金の割引率を五割以下とする。ただし、割引された額に十円未満の端数が生じる場合は、徴収する料金の額を十円単位に切り上げる。</p> <p>イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（十五歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。）が、自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員十人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）、貨物自動車（自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が四人以上十人以下のもののうち、乗車設備と荷台が仕切られているもの又は乗車設備と荷台が仕切られていないもので最大積載量が五百キログラム以下のもの。以下障害者割引において同じ。）、特種用途自動車（自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているもののうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が十人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）又は二輪自動車（総排気量が〇・一二五リットルを超えるもの。以下障害者割引において同じ。）で、当該身体障害者又はその親族等（配偶者、直系血族及びその</p>

の者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する（自動車（営業用の自動車を除く。）で、広島県道路公社が別に定めるもの）

また、上記（一）又は（二）の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、広島県道路公社が別に定めるものについては、広島県道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。

ロ

現金で徴収する料金の割引率を五十%以下とする。

注）広島県道路公社が別に定めると

は、「有料道路における障害者割引措置実施要領」をいう。

配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。）が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であつて、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者一人につき一台に限る。）ただし、営業用の自動車（割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であつて、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。）を除く。

ロ

身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（十五歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該十五歳未満の者）のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分（ことにそれぞれ同表の下欄に掲げる等級（身体障害者福祉法施行規則「昭和二十五年厚生省令第十五号」別表第五号に定める障害の等級をいう。）に該当する障害を有する者及び同表の上欄に掲げる障害を二以上有し、その障害の総合の程度が同表の下欄に準ずる者、又は療育手帳制度要綱（昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第百五十六号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について（昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第七百二十五号厚生省児童家庭局長通知）」の第（三）の「一」に規定する「重度」に該当する者（以下「重度障害者」という。）が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であつて、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載

されているもの。重度障害者一人につき
 一台に限る。）、又はこれらの者がこれ
 らの自動車を所有していない場合にあつ
 ては、当該重度障害者を継続して日常的
 に介護している者が所有するもの（自動
 車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄
 に当該重度障害者を継続して日常的に介
 護している者の氏名が記載されているも
 の又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契
 約等により自動車を利用している場合で
 あつて、自動車検査証の「使用者の氏名
 又は名称」欄に当該重度障害者を継続し
 て日常的に介護している者の氏名が記載
 されているもの。重度障害者一人につき
 一台に限る。）。ただし、営業用の自動
 車を除く。

内部障害		肢体不自由			聴覚障害	視覚障害	障害の区分
心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸の機 能障害 小腸機能障害 ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害 肝臓機能障害	心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸の機 能障害 小腸機能障害 ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害 肝臓機能障害	乳幼児期以前の 非進行性の脳病 変による運動機 能障害	体幹不自由	下肢不自由	上肢不自由	一級から三級までの 各級及び四級の 一級及び三級	障害の程度 一級から三級までの 各級及び四級の 一級及び三級 一級、二級の二及び 二級の二 一級、二級及び三級 の一 一級から三級までの 各級
		移動機能障害	上肢機能障害	一級及び二級（上 肢のみに運動機能障 害がある場合を除 く。）	一級から三級までの 各級（二下肢のみに 運動機能障害がある 場合を除く。）		

二 実施期日

令和五年三月二十七日から実施するものとし、それまでの間は従前のとおりとする。